

みんな！歩いてみらんね！



しんとみ 広報

お知らせ版 No. 1

平成 29 年 12 月 8 日発行 (次号 12 月 25 日)

編集: まちおこし政策課

(担当: 松尾 健太郎 ☎33-6012)

※記事の内容については、各課等へお問い合わせください。

<http://www.town.shintomi.lg.jp/>

本紙は、ホームページからダウンロードできます。

11月25日に新富町青年団主催の歩こう会があり、参加者33名が上新田の百足塚古墳から総合交流センター「きらり」までの約14kmをおよそ3時間かけて歩きました。みんなで新富町の自然や景観を満喫しながら、気持ちよい汗を流しました。参加者の皆さん、お疲れ様でした！

平成30年成人式典について

平成30年成人式典を次のとおり開催します。式典は、新成人者で構成された成人式実行委員会が企画・立案した手づくりの式典です。新成人者の第一歩を町民あげて祝福したいと思いますので、ご家族・地域の皆さんもお気軽にご出席ください。

○日時 平成30年1月5日(金) 10:00~12:30 (受付 9:00~9:50)

○場所 新富町文化会館 大ホール

問合せ: 生涯学習課(担当)立光仁子 ☎33-1022

塵芥中間受入施設(旧藤山ごみ処理場)へのごみを搬入される方へ

塵芥中間受入施設(旧藤山ごみ処理場)は、家庭から出る町指定ごみ袋に入らない粗大ごみ等を受け入れる施設です。町指定ごみ袋で排出できる物(古紙・古布類は除く)については、塵芥中間受入施設では受入いたしませんので各収集所へ分別して出してください。

また、次の様な事例がありましたので「ごみの分け方・出し方」のポスター、「家庭ごみの分け方・出し方豆辞典」等でご確認のうえ搬入してください。

なお、多量のごみを持ち込む際は施設運営の支障となりますので、必ず環境水道課までご連絡ください。

○搬入できない物

例: ①指定袋に入る小型の家電製品

②家電リサイクル法対象品(テレビ、エアコン、冷蔵庫、洗濯機等)

③指定袋に入るプラスチック製品

○規定にあっていない物

例: 生木剪定枝等で長さ80センチ以上、直径12センチ以上の物

○搬入のルールが守られていない物

例: 布団・じゅうたん類で80センチ以内(四つ折り程度)にして、ひも等で縛っていない物

※搬入される方は、必ず管理人の指示に従って下さい。また、ご不明な点については環境水道課までご連絡ください。

問合せ: 環境水道課

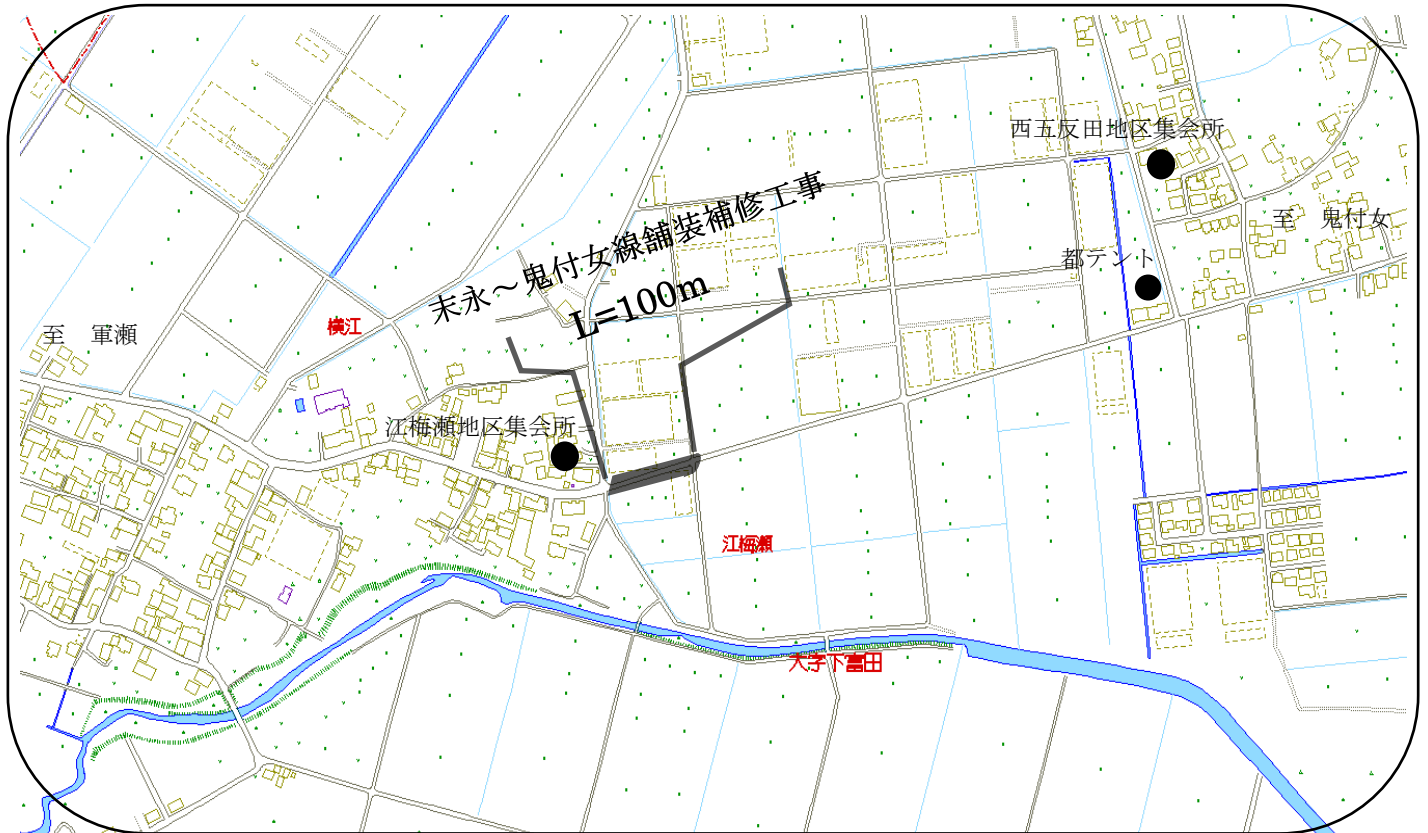
(担当)大西広伸 ☎33-6072

交通規制について

①末永～鬼付女線舗装補修工事

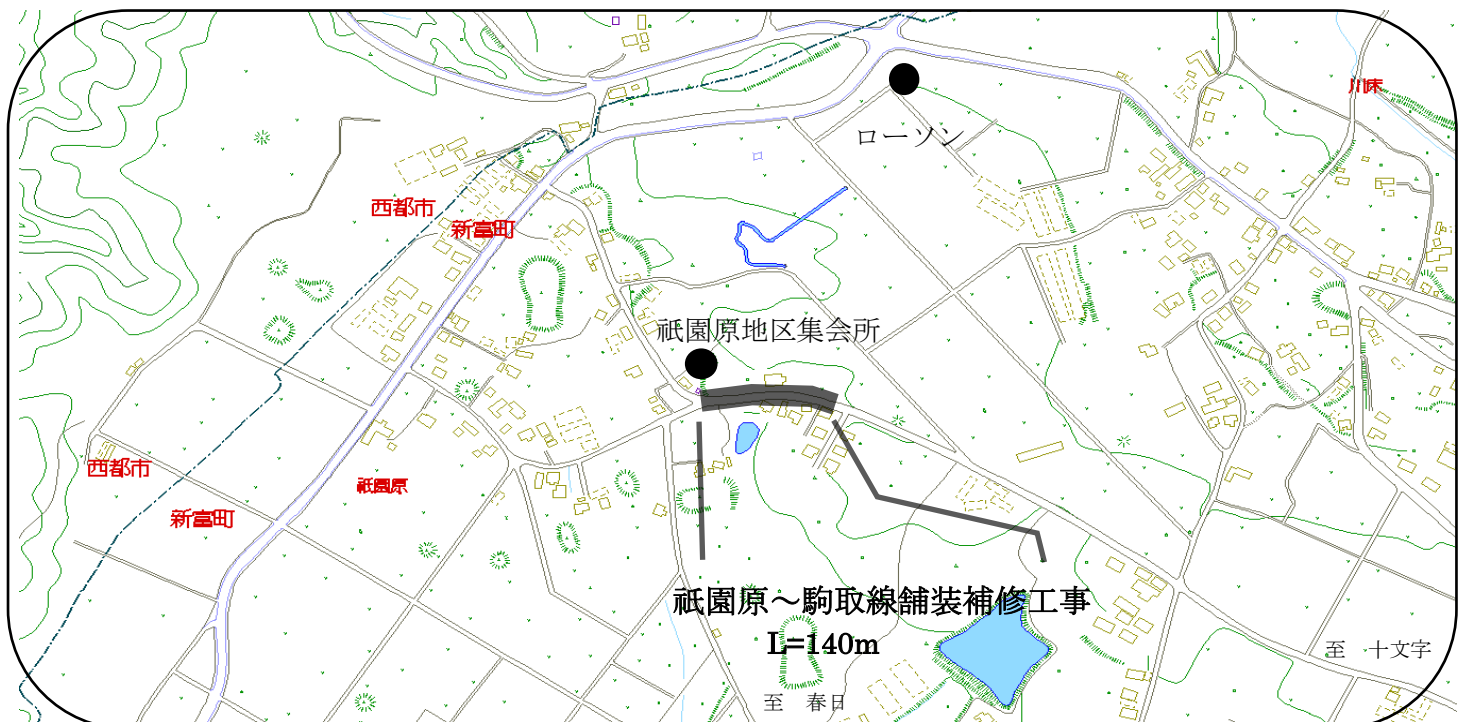
おがわじゅんご
問合せ：都市建設課(担当)小川 淳 悟 ☎33-6018

- 規制内容 全面通行止（8：00～18：00 ＊夜間は開放致します）
 - 予定期間 平成29年12月13日（水）～平成29年12月25日（月）
- ※迂回路につきましては周辺の案内看板をご覧ください。



②祇園原～駒取線舗装補修工事

- 規制内容 片側交互通行
- 予定期間 平成29年12月11日（月）～平成29年12月25日（月）



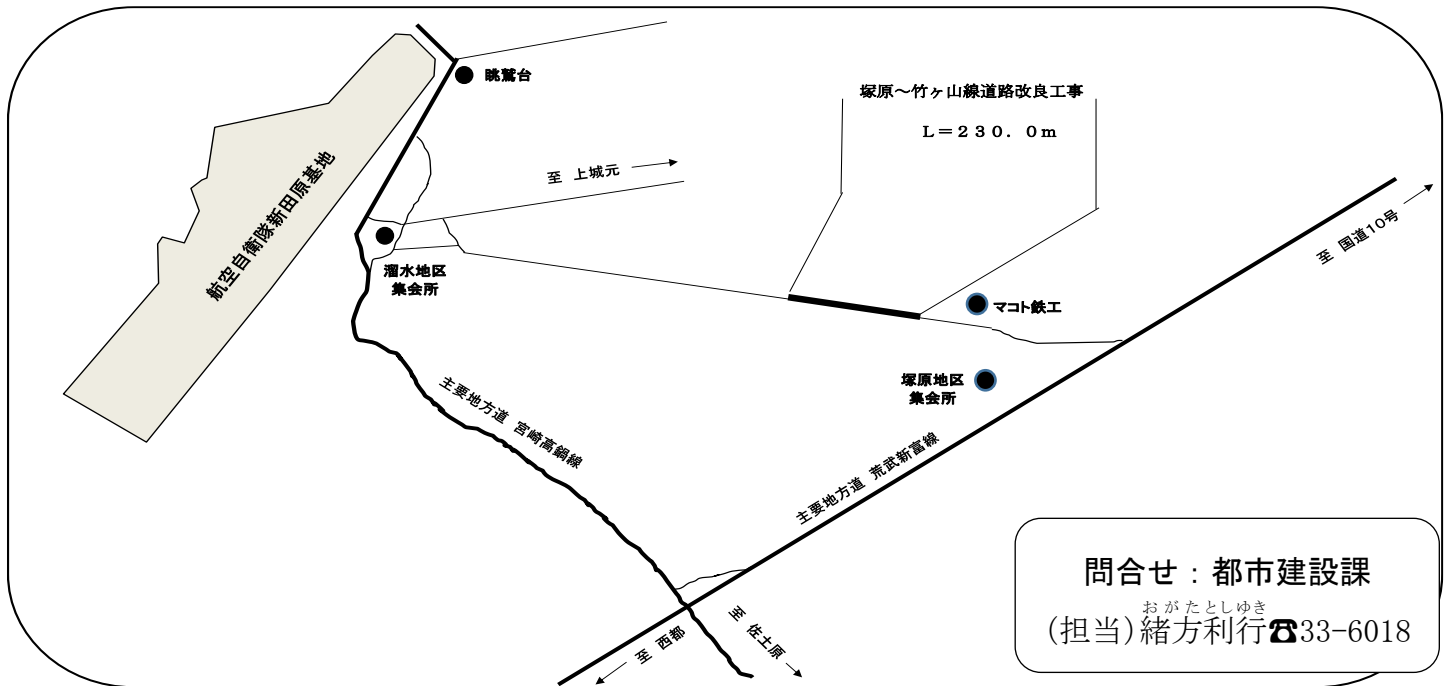
大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

交通規制について②

塚原～竹ヶ山線道路改良工事の為、下記のとおり交通規制を行います。大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力をお願いします。

○規制内容 全面通行止（ただし、近隣耕作者については、この限りではありません。）

○予定期間 平成29年12月11日（月）～平成30年3月9日（金） ※年末年始期間は開放



戦没者等のご遺族の皆様へ。第十回特別弔慰金の請求はお済みですか？

平成27年4月1日より、戦没者等の遺族に対する特別弔慰金（第十回特別弔慰金）の請求受付を行っております。

対象となる方で、まだ請求手続きがお済みでない方はお早めにお手続きください。

○支給内容 戦没者等の死亡当時のご遺族で平成27年4月1日（基準日）において、公務扶助料や遺族年金等を受ける方がいない場合に、一定の要件に該当する先順位のご遺族お一人に対し、額面25万円、5年償還の記名国債が支給されます。

○請求窓口 新富町役場 福祉課 社会福祉係（請求者がお住まいの市町村役場 援護担当課）

○請求期限 平成30年4月2日（月）

※この期間を過ぎますと、法律の規定により特別弔慰金を受ける権利が消滅しますので、必ず期限までにご請求ください。

問合せ：福祉課(担当) 嶋末剛 ☎33-6382

確定申告書等にはマイナンバーの記載が必要です

社会保障・税番号制度の導入の伴い、確定申告書等にはマイナンバーの記載が必要です。なお、マイナンバーを記載した確定申告書等を税務署へ提出する際には、申告されるご本人の本人確認書類の提出又は写しの添付が必要です。

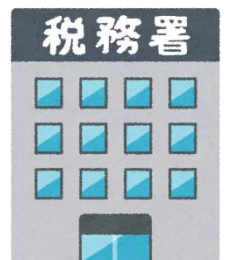
<本人確認書類の例>

例1：マイナンバーカードの表面及び裏面の写し【番号確認及び身元確認書類】

例2：通知カードの写し【番号確認書類】及び

運転免許証又は公的医療保険の被保険者証の写し【身元確認書類】

◎問合せ 高鍋税務署 ☎22-1373(代表) ※自動音声に従い「2」を選択してください。



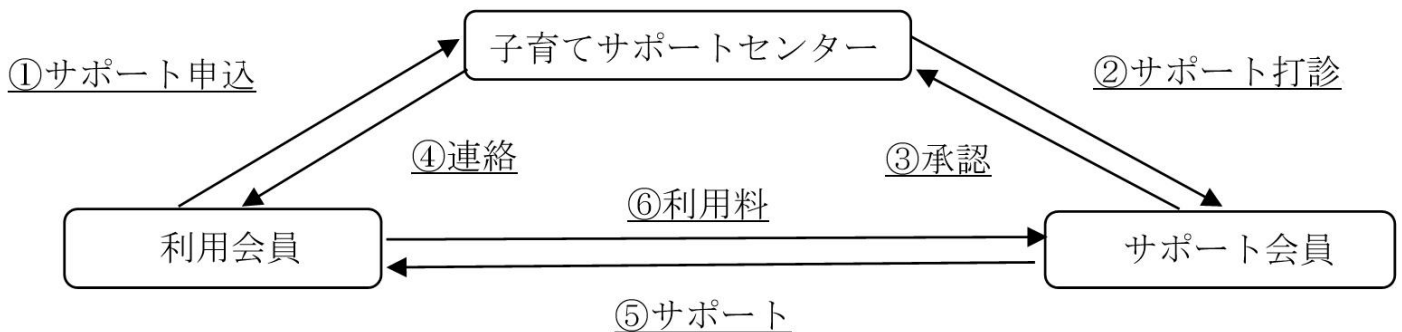
みやざき子育てサポート事業の利用会員を募集します！

みやざき子育てサポート事業は、子育て家庭の保護者が残業や出張、冠婚葬祭、子どもが病気の時(病気回復期)などに、お子さんの送迎や一時的なお預かりをする会員の支えあいネットワークです。

利用には会員登録が必要です。登録後子育てサポートセンターでは、利用会員(子どもを預けたい方)に対応するサポート会員(子どもを預かる方)をあらかじめ紹介し、会員同士の相互理解が深まるようにマッチングをします。



【基本的なしくみ】



○利用会員資格 宮崎県内に居住し、子育ての支援を受けたい方

○サポート対象 生後6か月～小学生まで

○サポート内容 サポート会員の自宅等において、以下のお子様の一時的な預かりを行います。

- ・ 保育所等への通所開始前までの預かり
- ・ 保育所等への送迎及び帰宅後の預かり
- ・ 放課後児童クラブの迎え及び帰宅後の預かり
- ・ 保育所・学童等休み時の預かり
- ・ 急な残業や出張の際の預かり
- ・ 病気の時(病気回復時)で保育所等への通所が困難な場合
- ・ その他育児に関する必要な援助(冠婚葬祭など)

○利用料金 通常時
(1時間あたり)

月～金(午前7時～午後7時まで)	600円
土・日・祝日及び上記以外の時間	700円

病気の時(病気回復期)にあり集団保育の困難な時期)

月～金(午前8時～午後7時まで)	650円
土曜日の午前8時～正午まで	750円

※同一世帯の複数の子どもを預ける場合、2人目からは半額とします。

※依頼当日にキャンセルをされた場合、キャンセル料をいただきます。

○補償保険 万が一の事故に備え、保険に加入していますので安心です。保険料は、利用会員、サポート会員ともに無料です。

問合せ：みやざき子育てサポートセンター

☎0985-28-0707

みぞべゆうこ
町民こども課(担当)溝邊悠子 ☎33-1293